

# 電話でお金詐欺対策

## その電話、お金の話がでたら…疑って！

軽井沢町では、消費者被害防止対策機器を購入等する65歳以上の方に対し、その費用を補助しています



### 消費者被害防止対策機器購入費等補助金を申請できる方

申請者が以下①から④のすべての要件を満たしている必要があります。

- ① 町内に住所を有すること
  - ② 65歳以上であること
  - ③ 町税を滞納していないこと
  - ④ 居住する住宅に対象機器を設置すること
- ・補助内容は購入及び設置費用の2分の1以内で、1万円を限度とします。
  - ・補助金の交付は、1世帯につき1回限りです。

【問い合わせ】 軽井沢町 住民課 住民係  
0267-45-8540